

防医総総第 331 号

5. 4. 30

事務局 長  
医学教育部 長  
病 院 長  
教 務 部 長 殿  
学 生 部 長  
図 書 館 長  
高等看護学院 長

防衛医科大学 校 長

## 自衛官の夏用及び冬用制服の混用期間について（通達）

標記について、5月1日から5月31日まで及び10月1日から10月31日までの間と定めたので通達する。